

「ぶらり中国ドライブパス2022・発着型」利用約款

令和4年7月8日制定
令和4年10月25日改正
令和4年11月17日改正
令和5年3月1日改正

(通則)

第1条 本約款は、西日本高速道路株式会社(以下「当社」といいます。)、兵庫県道路公社(以下「二社」といいます。))が実施する「ぶらり中国ドライブパス2022・発着型」(以下「ドライブパス」といいます。)について適用します。

(定義)

第2条 本約款において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 ETC無線通信 ETCシステム利用規程第2条に定めるETCシステムにおける無線通信をいいます。
- 二 ETCカード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行したETCクレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「六会社」といいます。))が契約に基づき共同で発行したETCパーソナルカードをいいます。
- 三 ETC車載器 ETCシステム利用規程第3条に定める、車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 四 セットアップ ETCシステム利用規程第3条に定める、ETC車載器に通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

(対象車両)

第3条 ドライブパスは、ETC無線通信により通行が可能な軽自動車等及び普通車(車種区分については、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号。以下「法」といいます。))第25条第1項の規定により当社が公告する高速自動車国道の料金車種区分によります。以下同じ。)のうち、第6条第2項の定めによりあらかじめ登録した車種に属する車両による通行を対象とします。

(実施期間及び利用期間)

第4条 ドライブパスの実施期間は、令和4年7月8日(金)から令和5年3月31日(金)まで(令和4年8月10日(水)から令和4年8月16日(火)、令和4年12月26日(月)から令和5年1月4日(水)を除く。)の間とします。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等のため、二社が必要と認める場合には、ドライブパスのプランのうち一部又は全部について、第6条第1項に定める申し込みの受付の終了又は一時停止を行う場合があります。

2 各通行の利用日の判定は、次の各号に定めるとおり行います。

- 一 入口発券方式の区間では、その通行にかかる入口料金所又は出口料金所(本線料金所が設置さ

れている場合は本線料金所を、通行料金の課金に用いるETCフリーフローアンテナが設置されている場合は通行料金の課金に用いるETCフリーフローアンテナを含みます。)の通過日時をもって、各通行の利用日の判定を行います。

二 単純支払方式の区間では、その通行にかかる通行料金をお支払いいただく料金所の通過日時をもって、各通行の利用日の判定を行います。

3 ドライブパスは、実施期間のうち、第6条第2項の定めによりあらかじめ登録した連続する最大2日間または3日間(利用開始日の0時から利用終了日の23時59分まで)(以下「利用期間」といいます。)に行った通行を対象とします。利用期間外に行った通行は、ドライブパスの適用対象外となり、当該通行にかかる通行料金のお支払いが別途必要となります。なお、各通行の利用日の判定は、第2項に定めるとおり行います。

(対象区間等)

第5条 ドライブパスは、次の各号に該当する区間の通行を適用対象とします。これらに該当しない通行は、ドライブパスの適用対象外となり、通行料金のお支払いが別途必要となります。

一 往路走行 利用期間内に初めて行う、別表1に定める発着エリア内のいずれかのICから流入し、別表2に定める周遊エリア内のいずれかのICで流出する連続した通行(第三号に定める通行を完了する前に行う通行に限りです。)。当該通行の途中において、別表3に定める乗り継ぎ指定ICを経由した連続する通行、別表4に定める乗り継ぎ指定IC(2)を経由する場合の一連の通行を含みます。また、高速道路の通行止めのため、発着エリア内のICからの流入ができなかった場合の通行、もしくは周遊エリア外のICから一旦流出し通行止め区間を迂回後高速道路への再流入を行った場合の一連の通行も当該通行とみなします。

二 周遊走行 利用期間内に行う、別表2に定める周遊エリア内のIC相互間の通行(回数の制限はありません。)(ただし、次号に定める通行を完了する前の通行に限りです。)

三 復路走行 利用期間内に初めて行う、別表2に定める周遊エリア内のいずれかのICから流入し、別表1に定める発着エリア内のいずれかのICで流出する連続した通行(当該通行の途中において、別表3に定める乗り継ぎ指定ICを経由した連続する通行、別表4に定める乗り継ぎ指定IC(2)を経由する場合の一連の通行を含みます。また、高速道路の通行止めのため、周遊エリア内のICからの流入ができなかった場合の通行、または周遊エリア外のICから一旦流出し通行止め区間を迂回後、高速道路への再流入を行った場合の一連の通行も当該通行とみなします。)

2 発着エリアは、往路走行、復路走行ともに第6条第2項の定めによりあらかじめ登録した同一の発着エリアを利用するものとします。あらかじめ登録した発着エリアと異なる発着エリアを利用した場合、当該走行にかかる通行料金のお支払いが別途必要となります。

(申込等)

第6条 ドライブパスの利用にあたっては、ドライブパスの適用対象となる通行を開始するまでに申込みが必要です。

2 前項の申込みは、本約款に定める事項を承諾のうえ、当社が管理・運営するインターネットウェブサイト(以下「ウェブサイト」といいます。)において、別表5に定めるプランのうち利用するプラン、利用開始日

及び期間、利用車種、利用者氏名、居住都道府県、連絡先電話番号、メールアドレス並びにご利用になるETCカードの番号及びその有効期限を登録することにより行うものとし、これらの事項が正しく登録されていない場合、ドライブパスの申し込みは無効になります。

- 3 前項により申込みが行われたときは、当社は、登録内容を確認したことをインターネットメールにより利用者へ通知するものとし、利用者の受信状況に関わらず、当該メール送信時をもって申込みを有効とします。
- 4 次の各号を満たさない場合は、前項の規定にかかわらずドライブパスの申込みを無効とし、すべての通行についてドライブパスの適用はありません。
 - 一 登録事項の入力が正しく行われ、入力の内容に誤りが無いこと。
 - 二 申込み時に登録したETCカードが利用可能であること。
 - 三 申込み時に登録したETCカードの名義がドライブパス利用者またはその家族等もしくは利用者が勤務する法人であること。ただし、レンタカー店舗にてETCカードの貸与を受ける場合等については、この限りではありません(なお、当社、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社(以下「三会社」といいます。))が大口・多頻度割引制度のために発行するETCコーポレートカードでは、申込みいただけません。))。

(申込内容の変更)

第7条 ドライブパスの申込内容(前条第2項の定めにより登録した事項をいいます。以下同じ。)について変更が必要な場合は、ご利用開始前であれば、申込時に登録した利用開始日の23時59分までにウェブサイトにて変更手続きを行うことにより、ドライブパスの申込内容を変更することができます。ただし、利用するプランを変更する場合は第12条による解約手続きを行ったうえで前条第2項の申し込みが必要です。なお、変更手続きには申込時に交付した申込番号及び申込時に登録したメールアドレスが必要です。また、ご利用途中及び申込時に登録した利用開始日の翌日以降は、申込内容の変更はできません。

(利用方法)

第8条 ドライブパスを利用する場合は、申込時に登録した利用期間内に、申込時に登録した利用車種に属する車両及びETCカードの利用により第5条に定める通行を行ってください。

- 2 料金所においては、申込時に登録したETCカードを車両に搭載されたETC車載器に挿入し、ETCレーンをETC無線通信により通行してください。なお、登録と異なるETCカードなど別の支払手段により通行した場合、ドライブパスの適用対象外となり、当該走行にかかる通行料金のお支払いが別途必要となります。
- 3 料金所のETCレーンが閉鎖している場合は、次の各号に定めたとおり通行してください。
 - 一 入口発券方式の区間において、入口料金所のETCレーンが閉鎖している場合には、一般レーンで通行券を受け取り、出口料金所においては、一般レーンの料金所係員に申込時に登録したETCカードと入口通行券をお渡しください。(料金精算機が設置されているレーンでは、料金精算機に通行券と同ETCカードを挿入してください。)

- 二 入口発券方式の区間において、出口料金所のETCレーンが閉鎖している場合には、一般レーンの料金所係員に申込時に登録したETCカードをお渡しください。(料金精算機が設置されているレーンでは、料金精算機に同ETCカードを挿入してください。)
- 三 単純支払方式の区間において、料金をお支払いいただく料金所のETCレーンが閉鎖している場合には、一般レーンの料金所係員に申込時に登録したETCカードをお渡しください(料金精算機が設置されているレーンでは、料金精算機に同ETCカードを挿入してください。)

(料金及び請求)

- 第9条 ドライブパスは往路走行の完了をもって利用があったものとみなし、ドライブパスの適用対象となる第5条に該当する全ての通行にかかる二社が管理する道路の通行料金の合計を、往路走行完了の時点で別表5に定めるドライブパスの利用料金の額とします。
- 2 第5条第1項第2号に定める通行を行った場合、流入または流出を行った周遊エリア内のICと当該通行における周遊エリア内の端末ICとの間(以下、「周遊エリア区間内」といいます。)の通行はドライブパスの適用対象となりますが、当該通行における周遊エリア内の端末ICと流出または流入を行った周遊エリア外のICとの間(以下、「周遊エリア区間外」といいます。)の通行料金のお支払いが別途必要となります。この場合、当該通行における周遊エリア内の端末ICは、周遊エリア内のいずれかのICのうち、流出または流入を行った周遊エリア外のICとの間の料金が最も安価となるICとします。そのため、実際の通行経路外にあるICが周遊エリア内の端末ICとなる場合があります。
- 3 前項にかかわらず、各通行時における料金所の路側表示器の表示、ETC車載器の料金表示及び音声案内は通常料金(ETC時間帯割引が適用された通行の場合は割引後の料金)となります。
- 4 クレジットカード会社又はETCパーソナルカード事務局(ETCパーソナルカードの管理運営を行うため六会社が設置する事務局をいいます。以下同じ。)が発行する請求書には、ドライブパスの適用対象となる各通行の走行明細は記載されず、ドライブパスの利用料金に係る請求明細が記載されます。
- 5 ETCマイレージサービスの還元額明細及びETC利用照会サービスの利用明細に記載されたドライブパスの対象となる各通行の走行明細については、ドライブパスの対象となった通行すべてが完了したことを二社それぞれが確認し、ドライブパスの利用料金が確定(以下「利用料金の確定」といいます。)した後、ドライブパスの対象となる各通行の走行明細を消去し、ドライブパスの明細(企画割引～〇〇IC)に変更されます(ドライブパスの対象となる各通行の走行明細を消去した後、ドライブパスの明細を表示するまでの間、一時的にいずれの明細も表示されない場合があります。)
- 6 ドライブパスの利用料金は、利用したETCカードのクレジットカード会社又はETCパーソナルカード事務局より請求されます。
- 7 前項にかかわらず、ETCマイレージサービスの還元額がある場合、ドライブパスの利用料金は、ETCマイレージサービスの還元額の残高から引き落とされます。ただし、ETCマイレージサービスの還元額の残高が、ドライブパスの利用料金に満たない場合、その不足分は利用したETCカードのクレジットカード会社又はETCパーソナルカード事務局から請求されます。
- 8 ETCパーソナルカードは、お支払いの済んでいないご利用金額の合計額(以下「未決済残高」といいます。)が、預託いただいたデポジット額の100%相当(以下、「利用限度額」といいます。)を上回ると、利用停止となります。未決済残高は、利用料金の確定までの間、ドライブパスの利用金額にかかわらず、通常料金をもとに計算するため、未決済残高がドライブパスの利用金額と比べて、一時的に高額となり

利用限度額を上回ることがありますので、ドライブパスを利用する前の未決済残高にご利用予定区間の通常料金を加えた額が、預託いただいたデポジットの100%相当額を上回らないことをあらかじめご確認のうえ、ご利用ください。

(他の割引との適用関係)

第10条 ドライブパスの利用には、ETCマイレージポイント以外の割引は重複して適用されません。(平日朝夕割引時間帯の走行でも、ドライブパスの対象となった走行は、平日朝夕割引の対象外となり、当月の対象走行回数にはカウントされません。)

2 ETCマイレージポイントの付与は、前条第1項に定めるドライブパスの利用料金の額に対し適用します。ただし、前条第6項によりETCマイレージサービスの還元額の残高から引き落とされる部分やETCマイレージポイントが付与されない区間の利用に相当するETCマイレージポイントは付与されません。

3 前項により付与するETCマイレージポイントは、ドライブパスの対象となった走行すべてが完了したことを二社それぞれが確認した日(実際の走行が完了した日とは異なります)の属する月の翌月20日までに付与します。

4 ドライブパスの利用期間の一部または全部と重複して、ドライブパス以外の高速道路周遊パス(三会社が実施するドライブパスに類する割引を総称していいいます。以下同じ。)に申し込みを行った場合(ドライブパスの複数のプランに申込を行った場合を含みます。)、各高速道路周遊パスの利用約款に基づき、三会社が相当と認める額により各高速道路周遊パスの利用料金と周遊エリア区間外の通行料金を決定し、当該額を請求します。

(ETCマイレージサービスの特別ポイントの付与)

第11条 令和4年11月7日(月)から令和5年3月31日(金)までの間において、平日のみの利用期間であって第8条に定める利用を行った場合は、前条第2項に定めるETCマイレージポイントに加え、第9条第1項に定める本ドライブパスの利用料金の額10円毎に1.5ポイント(以下「特別ポイント」と言います。)を付与するものとします。

2 前項により付与する特別ポイントは、本ドライブパスの対象となった通行すべてが完了したことを当社が確認した日(実際の通行が完了した日とは異なります)の属する月の翌々月20日までに付与します。

(適用対象外及び無効)

第12条 各通行が次の各号の一に該当する場合はドライブパスの適用対象外とし、その通行にかかる通行料金のお支払いが別途必要になります。

- 一 申込時に登録したETCカード以外を利用して行った通行
- 二 申込時に登録した同一のETCカードによりドライブパスの適用を4回受けた後、同カードを使用した通行(適用回数は、別表5に定めるプラン・利用日数ごとにカウントします。)
- 三 申込時に登録した車種より上位の車種に属する車両で行った通行
- 四 申込時に登録した利用期間外の日(利用開始日に申し込みを行った場合、利用開始日の0時から申し込みが完了した時点までを含みます。))に行った通行
- 五 入口料金所を利用期間内に通過し、出口料金所を利用最終日の翌々日までに通過しなかった通行

六 第5条第1項各号に定める区間以外の区間の通行又は同号に定める区間を超えた通行(高速道路の通行止めにより、往路走行又は復路走行の途中で通行の中断を余儀なくされた場合の中断前後の通行を除きます。)並びに、同号に定める発着エリア外で流入又は流出し、発着エリア内で乗り直しをせず、発着エリアを通過した通行

七 往路走行完了前に行った周遊走行または復路走行

八 復路走行を行った後の走行

九 2回目以降の往路走行又は復路走行

2 申込時に登録した利用車種より下位の車種に属する車両でドライブパスを利用したときは、適用対象外とはせず、申込時に登録した利用車種に属する車両によりドライブパスを利用したものとみなします。

3 各通行が次の各号の一に該当する場合は、ドライブパスの申込みを無効とし、利用期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。また、料金を不法に免れたと認められる場合には、法第26条の規定により、通常料金のほか割増金をお支払いいただきます。

一 ETC無線通信による通行が不可能な車両で走行したとき。

二 通行料金の支払いに必要な情報が正しくセットアップされていないETC車載器を使用して通行したとき。

三 申込時に登録したETCカードを同時に2台以上の車両に使用したとき。

四 前3号に掲げるもののほか、不正な通行の手段としてドライブパスを利用したとき。

4 ドライブパスの適用後に第 1 項又は第 3 項に該当することが判明した場合は、ドライブパスの適用を取り消し第 1 項に該当する場合は各通行にかかる通行料金のお支払いが、第 3 項に該当する場合は利用期間中における全ての通行について通常料金でのお支払いが必要となります。

(解約等)

第13条 申込時に登録した利用期間内に往路走行を行った場合は、以後の通行にかかわらずドライブパスの利用料金を全額お支払いいただくものとし、途中解約、払戻し及び一部返金はいりません。また、実際に走行した区間の通行料金の合計がドライブパスの利用料金を下回る場合でも、払戻し及び差額の返金は一切行いません。

2 ドライブパスについて解約が必要な場合は、申込時に登録した利用開始日の23時59分までにウェブサイトにて解約手続きを行うことにより、ドライブパスを解約することができます。なお、解約手続きには申込時に交付した申込番号及び申込時に登録したメールアドレスが必要です。なお、ご利用途中の解約はできません。(ご利用期間中に登録されたETCカードで対象区間を一度でも走行された場合は、ドライブパスの料金を請求させていただきます。)

3 申込時に登録した利用期間内に往路走行を行わなかった場合は、ウェブサイトでの解約手続きの有無に関わらず、ドライブパスの料金は請求いたしません。ただし、ドライブパスを含む複数の高速道路周遊パスに利用期間の一部または全部が重複する申し込みを行い、ドライブパスを解約しなかった場合において、ドライブパス以外の高速道路周遊パスの周遊エリア区間内のみを通行した場合であっても、ドライブパスの利用料金を請求することがあります。

(個人情報の保護)

第14条 ドライブパスの申込者の個人情報、二社がそれぞれ別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取扱います。

(免責事項)

第15条 二社は、次の各号に掲げるときには、ドライブパスの利用者が被った被害について一切責任を負いません。

- 一 二社の責めに帰することができない登録事項の誤りにより、ドライブパスの利用に影響を及ぼしたとき。
- 二 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害又は事故により、ドライブパスの利用に影響を及ぼしたとき。
- 三 二社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、ドライブパスの申込者の個人情報が漏えいし、改ざんされ、又は窃取されたとき。
- 四 通行止め、通行規制(特定の車種に限定して行われる通行規制を含みます。)又は渋滞により、ドライブパスの利用に影響を及ぼしたとき。
- 五 車両の故障等、二社の責めに帰すことができない事由により、ドライブパスの利用に影響を及ぼしたとき。

(約款の変更)

第16条 二社は、事情により本約款を変更することがあります。

- 2 二社は、前項の変更を行った場合、変更内容をウェブサイトへの掲示等の方法で周知します。
- 3 二社は、第1項の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

別表1:発着エリア

プラン名	道 路 名	区 間 名
京滋・大阪エリア発着 プラン	名神高速道路	蒲生スマートIC～吹田JCT(久御山淀ICを含む。)
	新名神高速道路	甲賀土山IC～草津JCT 高槻JCT・IC～箕面とどろみIC
	京滋バイパス	瀬田東JCT～久御山淀IC (南郷IC、宇治東IC、巨椋ICを除く。)
	京都縦貫自動車道	大山崎JCT～千代川IC(沓掛ICを除く。)
	第二京阪	久御山JCT～巨椋池IC(巨椋池本線料金所を含む。)
	中国自動車道	吹田JCT～中国池田IC (吹田本線料金所を含む。)
兵庫エリア発着 プラン	中国自動車道	宝塚IC～山崎IC (西宮山口JCTを除く。)
	新名神高速道路	川西IC～神戸JCT
	舞鶴若狭自動車道	吉川JCT～春日IC
	山陽自動車道	神戸JCT～赤穂IC 三木JCT～神戸西IC(神戸西本線料金所を含む。)

	播磨自動車道	播磨JCT～宍粟JCT
	播但連絡道路	和田山IC～花田本線料金所 (福崎北IC、生野北第一ICを除く。)
四国エリア発着 プラン	高松自動車道	鳴門IC～川之江JCT 坂出JCT～坂出IC
	松山自動車道	川之江JCT～大洲IC 大洲北只IC～西予宇和IC
	徳島自動車道	鳴門JCT～川之江JCT
	高知自動車道	川之江東JCT～須崎東IC
	今治小松自動車道	東予丹原IC～いよ小松JCT
	瀬戸中央自動車道	坂出IC～坂出北IC
	徳島南部自動車道	徳島JCT～徳島沖洲IC
九州北部エリア発着 プラン	関門自動車道	門司港IC～門司IC
	九州自動車道	門司IC～みやま柳川IC (門司本線料金所・福岡本線料金所・太宰府本線料金所を含む、新門司ICを除く。)
	東九州自動車道	北九州JCT～みやこ豊津IC 椎田南IC～上毛スマートIC
	長崎自動車道	鳥栖JCT～佐賀大和IC
	大分自動車道	鳥栖JCT～杷木IC
	椎田道路	みやこ豊津IC～椎田南IC
九州中部エリア発着 プラン	九州自動車道	南関IC～人吉球磨スマートIC(益城本線料金所を含む。)
	東九州自動車道	中津IC～宇佐IC 大分米良IC～佐伯IC
	長崎自動車道	小城スマートIC～長崎IC
	大分自動車道	日田IC～大分米良IC
	宇佐別府道路	宇佐IC～速見IC (院内ICを除く。)
	日出バイパス	速見IC～日出IC
	武雄佐世保道路	武雄JCT～佐世保大塔IC(武雄南ICを除く。)
	佐世保道路	佐世保大塔IC～佐世保中央IC
	八代日奈久道路	八代JCT～日奈久IC
	九州中央自動車道	嘉島JCT～益城本線料金所
九州南部エリア発着 プラン	長崎バイパス	長崎多良見IC～昭和町IC、西山町IC
	九州自動車道	えびのIC～鹿児島IC
	東九州自動車道	門川IC～清武南IC 末吉財部IC～隼人東IC

	延岡南道路	門川IC～延岡南IC
	宮崎自動車道	えびのJCT～宮崎IC
	隼人道路	隼人東IC～加治木JCT・IC
	鹿児島道路	鹿児島西IC～市来IC

※スマートICは車種・利用時間に制限がある場合があります。

別表2:周遊エリア

道 路 名	区 間 名
中国自動車道	佐用IC～下関IC (佐用本線料金所を含む)
山陽自動車道	備前IC～廿日市JCT・IC(尾道本線料金所を含む。) 大竹JCT～山口JCT 宇部本線料金所～下関JCT 倉敷JCT～早島IC
岡山自動車道	岡山JCT～北房JCT
広島自動車道	広島JCT～広島北JCT
米子自動車道	落合JCT～米子IC
山陰自動車道	松江玉造IC～出雲IC
松江自動車道	宍道JCT～三刀屋木次IC
浜田自動車道	千代田JCT～浜田IC
広島岩国道路	廿日市JCT～大竹JCT
広島呉道路	仁保IC～呉IC
安来道路	米子西IC～東出雲IC
江津道路	江津IC～浜田JCT

※本州四国連絡高速道路株式会社が管理する神戸淡路鳴門自動車道及び瀬戸中央自動車道を利用する場合は、別表5に定めるドライブパスの利用料金のほか、当該道路の利用にかかる通行料金のお支払いが別途必要となります。

※スマートICは車種・利用時間に制限がある場合があります。

別表3:乗り継ぎ指定IC(1)

プラン名	道 路 名	I C 名
四国エリア発着 プラン	今治小松自動車道	今治湯ノ浦IC

別表4:乗り継ぎ指定IC(2)

プラン名	道 路 名	I C 名	道 路 名	I C 名
------	-------	-------	-------	-------

京滋・大阪エリア発着 プラン	中国自動車道	福崎IC	播但連絡道路	福崎南IC
兵庫エリア発着 プラン	中国自動車道	福崎IC	播但連絡道路	福崎北IC
兵庫エリア発着 プラン	中国自動車道	福崎IC	播但連絡道路	福崎南IC
四国エリア発着 プラン	中国自動車道	福崎IC	播但連絡道路	福崎南IC
四国エリア発着 プラン	松山自動車道	大洲北只IC	松山自動車道	大洲IC
九州南部発着 プラン	鹿児島道路	鹿児島西IC	九州自動車道	鹿児島IC
九州南部発着 プラン	延岡南道路	延岡南IC	東九州自動車道	佐伯IC

別表5:ドライブパスの利用料金

プラン名	利用日数	普通車	軽自動車等
京滋・大阪エリア発着プラン	連続する 最大2日間	9,700円	7,700円
	連続する 最大3日間	10,700円	8,600円
兵庫エリア発着プラン	連続する 最大2日間	8,700円	6,900円
	連続する 最大3日間	9,700円	7,700円
四国エリア発着プラン	連続する 最大2日間	7,100円	5,700円
	連続する 最大3日間	8,100円	6,500円
九州北部エリア発着プラン	連続する 最大2日間	9,200円	7,300円
	連続する 最大3日間	10,200円	8,100円
九州中部エリア発着プラン	連続する 最大2日間	11,200円	9,000円

	連続する 最大3日間	12, 200円	9, 800円
九州南部エリア発着プラン	連続する 最大2日間	13, 800円	11, 000円
	連続する 最大3日間	14, 800円	11, 800円

※本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路、阪神高速道路株式会社が管理する道路及び広島高速道路公社が管理する道路等、ドライブパスの対象外の道路を利用する場合は、上記利用料金のほか、当該道路の利用にかかる通行料金のお支払いが別途必要となります。

※京滋・大阪エリア発着中国周遊プランにおいて、吹田本線料金所を利用する場合は、上記利用料金のほか、近畿自動車道の利用にかかる通行料金が別途必要となります。

※京滋・大阪エリア発着中国周遊プランにおいて、巨椋池本線料金所を利用する場合は、上記利用料金のほか、第二京阪道路の利用にかかる通行料金が別途必要となります。